

電気通信大学データ教育センター規程

制定 令和4年9月15日規程第48号

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）に、データ教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における実践的なデータサイエンス教育の中核として、本学の数理・データサイエンス・AI教育及びサイバーセキュリティ教育の実施とともに、モデルカリキュラムを踏まえた教材の開発や他大学等への普及・展開の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育課程の構築・実践に関すること。
- (2) 教材開発に関すること。
- (3) 利用データの収集・管理に関すること。
- (4) 関連機関との連携等に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センターに、教授、准教授、講師又は助教（以下「センター専任教員」という。）を置くことができる。
- 3 センターに、本学の教授、准教授、講師又は助教のうちから、センター専任教員と同等の業務又は教育研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。
- 4 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 5 センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員等その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうちからセンター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(専任教員等)

第7条 センター専任教員及び兼務教員の配置については、別に定めるところによる。

(運営会議)

第8条 次の各号に掲げる事項を審議するため、センターに、運営会議を置く。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) センターにおける教育計画に関すること。
- (3) センターの構成に関すること。
- (4) その他センターの円滑な運営を図るための重要事項に関すること。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する職員
- (3) その他運営会議が必要と認めた者

3 センター専任教員(教授及び准教授に限る。)、兼務教員(教授及び准教授に限る。)又は副センター長が置かれているときは、それぞれ運営会議の構成員に加えるものとする。

4 第2項第2号及び第3号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

6 議長は、審議事項を定めて、会議を招集するものとする。

7 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

8 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

9 運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

10 前各項のほか、運営会議の議事に関し必要な事項は、運営会議が定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

3 この規程の施行後、最初に任命される第8条第2項第2号及び第3号に掲げる運営会議の構成員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

4 この規程は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。